

## 令和4年度高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和4年度高知県非常用自家発電等設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 非常用自家発電設備整備事業

(医療施設の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。)

(2) 給水設備整備事業

(医療施設の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備)

(補助対象事業者及び交付条件)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院、及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限る。）の開設者

(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、及び共同利用施設の開設者（地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。)

※（２）及び（３）においては、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法第 123 号）に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

（補助率及び補助対象経費等）

第 4 条 第 2 条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率等については、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、それぞれ当該年度を補助対象とする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の補助金等交付申請書の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に掲げるいずれかに該当するときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 7 条 知事は、補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 補助事業に要する経費の配分の変更（補助金額の増額、20 パーセントを超える減額又は補助事業の重要な内容の変更）を行う場合は、事前に別記第 2 号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

（２） 補助事業の内容のうち、次のものを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式による事業遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (13) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

(指令前着手の届出)

第9条 補助事業者は、工程等の都合により第6条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第5号様式による指令前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、それにより難しい場合は、補助事業の完了の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別記第7号様式による年度終了実績報告書を、この交付金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、第8条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第8条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

1 この要綱は、令和4年10月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第7号から第10号まで、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

事業名	1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
非常用自家発電設備及び 給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1か所当たり 149,535,000円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	① 県内の病院又は診療所（医療救護施設等又は産科・透析医療機関に限る）が実施する事業であつて、対象経費が7,576,000円（BCP策定済みの場合は15,152,000円）以下の事業 …… 1/2 ただし、①を適用する場合は、補助基準額の上限を500万円（BCP策定済みの場合は、1,000万円）とする  ② ①以外の対象事業 …… 0.33
	受水槽 1か所当たり 137,802,000円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	
	給水設備 1か所当たり 6,480万円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費	
	燃料タンク 1か所当たり 29,883,000円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費	

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準額から当該補助の際の基準額を差し引いた額を基準額とする。

2 補助対象経費が基準額を下回るときは、当該補助対象額を基準額とする。

3 医療救護施設等とは、災害拠点病院、救護病院、医療救護所及び準医療救護所をいう。

(補助金の対象除外) 次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- 1 土地の取得又は整地に要する費用
- 2 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- 3 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- 4 既存建物の買収に要する費用
- 5 その他の整備費として適当と認められない費用

別表第2（第6条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。